

消防職員委員会の運用改善について

消防・救急課

1 はじめに

消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的とするものです。平成7年の自治大臣と自治労委員長との合意に基づき、衆・参両院ともに全会一致で消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）が改正され、翌平成8年、法に基づき「消防職員委員会の組織及び運営の基準」（平成8年消防庁告示第5号。以下「告示」という。）が制定され、制度の運用が開始されました。

その後、平成17年には意見取りまとめ者制度の創設等の告示改正が行われるなど、委員会制度の円滑な運用と定着が図られてきました。

消防庁では、制度創設から20年以上が経過した委員会制度の更なる改善に向けて、実態調査（結果については「平成28年度中の消防職員委員会の運営状況調査（追加）に係る調査結果について」（平成30年3月26日付け消防庁消防・救急課事務連絡）参照）を行うとともに、使用者側、労働者側双方と協議を重ねてきました。また、本年6月のILO総会において、消防職員の団結権を含む日本の公務員案件が10年ぶりに議題として取り上げられました。

関係者の合意を得て、本年9月6日、「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件」（平成30年消防庁告示第17号。）により、13年ぶりに告示を改正し、平成31年4月1日から施行することとしました。

併せて、告示改正の内容や委員会運営に当たっての留意事項について「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）」（平成30年9月6日付け消防消第242号消防庁消防・救急課長通知。以下「告

示通知」という。）を、委員会運営の参考となるような事例について「消防職員委員会運営事例集について（通知）」（平成30年9月21日付け消防消第254号消防庁消防・救急課長通知。以下「事例集通知」という。）を、告示改正を踏まえた市（町・村）消防本部の規則改正例について「市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）等について（通知）」（平成30年9月6日付け消防消第243号消防庁消防・救急課長通知）をそれぞれ発出しました。また、今回の改正の円滑な施行に向けて、本年中に全国8箇所で開催するとともに、年度内には、今回の改正内容等を盛り込んだ消防職員委員会制度に関するパンフレットを約16万人の消防職員全員に配布する予定です。

本稿では、上記内容の周知の一環として、事例集通知の項目に沿って、告示の改正内容や留意事項、事例についての解説を行います。

2 委員間の活発な委員会審議

委員会の目的に鑑み、委員会の審議は、委員間で活発に行われることが望ましく、委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する（告示第2条第1項）立場から、これを促進することが期待されています。

実態調査では、全体の約4分の1の本部（175本部）において、委員長が5年以上在任していることが確認されていますが、委員長が委員よりも著しく長く在任する場合には、委員長の委員会における影響力が過度に大きくなるおそれがあることを懸念し、委員長の任期を新たに1年に定める（告示第2条第2項）とともに、委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもって充てること（法第17条第3項）とされていることから、再任を可能（告示第2条第3項）としました。

併せて、委員会の更なる活性化を図る趣旨から、委員長及び委員を指名する権限をもつ消防長と、委員長に対し、委員会運営上の留意事項として、「消防職員が意見を提出しやすい環境づくり」「委員会の公正性の確保」「委員会の透明性の確保」に努めなければならないこと（告示第8条の3）を新たに決めました。

多くの消防本部では、委員会当日は、審議の前に、提出された意見に対する所管課の所見や現状を委員長及び委員に説明するとともに、委員長の的確な議事進行のもとで、委員から積極的に発言が行われ、審議の結論を得ているとの報告を受けており、参考としていただきたい

と考えています（事例集通知1）。

3 委員の指名

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名すること（告示第4条第1項）とされ、職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員間の話合いにより行うこととしています。職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられますが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則です（告示通知第2の1）。また、提出意見を様々な視点から審議し、もって委員会を活性化させる観点から、委員構成は多様であることが望ましいと考えています。

職員の推薦方法については、前年度選出区分より選出された委員を中心に、選出区分ごとに全職員で話し合い、新委員を推薦しているなどの事例が、また、委員の多様性確保については、女性専用の設備等に関する意見もあることから、委員に女性を一人以上登用するようにしているとの事例が、それぞれ報告されているので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知2）。

4 意見提出者の氏名の取扱い

委員会の活性化に向けては、意見の提出しやすい環境づくりを行うことが重要です。

従前から、委員会の審議に当たっては、意見提出者の氏名を明らかにしないこととしていたところですが、これに加えて、告示を改正し、消防職員が、意見取りまとめ者を経由して意見を提出する場合に、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において、意見提出者の希望に応じて、その氏名を記名、匿名のいずれにするか選択できる欄を追加すること（告示第6条第1項別記様式）としました。

また、以上の取扱いの趣旨を徹底するため、意見提出者と直接のやりとりをする意見取りまとめ者及び委員会の庶務を担当する部課の職員にあっては、意見提出者の氏名及びその特定につながる情報を何人にも漏らさぬよう求めています（告示通知第2の4（7））。同様の観点から、提出意見の取扱いや審議結果等を意見提出者への通知に当たって、意見取りまとめ者を経由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にしている場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知し、

意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなどの配慮を求めています（告示通知第2の4（5）及び第2の5）。

消防本部によっては、委員会の庶務を担当する部課において、決裁書類や資料等には提出者の所属名や氏名を記載しないようにすることで、秘匿性を確保し、意見提出しやすい環境づくりを図っている事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知3）。また、従前から、「職員個人の意見の提出であると認められる限り、連名による提出も可能」としているところですが、今回の告示第6条第1項別記様式の改正により、

- 連名での意見提出者の中に、記名を希望する者と匿名を希望する者が混在する場合には、「記名を希望する意見提出者氏名ほか匿名〇名」からの意見、
 - 連名での意見提出者全員が匿名を希望する場合には、「匿名〇名」からの意見、
- という形で、それぞれ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課に意見が提出されることになることにも留意していただくようお願いします。

5 委員会の開催

委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催すること（告示第7条第1項）としており、意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、委員会の庶務を担当する部課からの各種報告事項等を議題として開催するよう、従前から要請しています（告示通知第2の3）。

消防本部からは、毎年度前半に開催している委員会に加え、意見が審議対象外とされた意見提出者から異議申し立てがあり、事務局及び消防長で必要と判断すれば、再度委員会を開いている事例や、意見提出がなかった場合でも「過去の委員会で作された意見について」といった議題を事務局が設定し、委員会を開催している事例などが報告されているので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知4）。

6 意見提出期間の確保

意見提出期間を長く確保し、意見提出をしやすい環境づくりを行う観点から、告示を改正し、当該期間を十分に確保すること（告示第7条第2項）としました。

意見提出のための期間は、消防本部の規模等にもよる

が、一つの目安として、少なくとも30日間程度確保することが適当（告示通知第2の4（1））と新たに示しています。通年で意見提出を受け付けている消防本部の事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知5）。

7 委員会の開催の周知

意見を提出しやすい環境づくりを行い、委員会の活性化を図る観点から、告示を改正し、消防職員全員に対し、あらかじめ、意見提出期間、会議の日時及び場所を周知すること（告示第7条第2項）としました。

全職員に委員会開催の事実等をメールで周知している事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知6）。

8 審議対象外の場合の取扱い等

提出意見については、本制度の趣旨に照らし、法に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審議対象外とし、できるだけ広く審議することが望ましい（告示通知第2の4（2）・（3））としていますが、この取扱いを徹底し、委員会の透明性の更なる向上を図るため、今回告示を改正し、提出意見を審議しない場合には、会議を開く日までに、当該意見を提出した職員及び意見取りまとめ者に対し、その理由を通知すること（告示第7条第3項）としました。

当該理由については、単に法律で定める項目に該当しないというだけでなく、なぜ該当しないと判断したかも含めて丁寧に説明し、委員会の透明性の確保を図っている事例や、手引きなどであらかじめ審議対象外となるものを明確にしている事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知7）。

ハラスメントの相談や個人の人事についての不満などの個別具体の事案については、委員会の審議対象外ですが、ハラスメント等への一般的な対応策については審議対象ですので、委員会において意見が提出された場合には、積極的に審議していただきたいと考えています（告示通知第2の4（3））。

提出意見が審議事項に該当するかどうかは、従前は消防長が判断することとしてきたが、今回から取扱いを改め、消防長ではなく、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断することとしました。通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えありま

せん（告示通知第2の4（4））。

なお、従前から示しているとおり、一度提出して審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えありません。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきです（告示通知第2の4（6））。

9 審議結果の周知

委員会の公正性及び透明性をより向上させる趣旨から、従前より、委員会として、意見提出者及び意見取りまとめ者の双方に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知する（告示第7条第3項）とともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知する（告示第8条の2）こととしています。

審議概要については、審議の内容をできる限りの透明性をもって周知する観点から、審議結果に加え、審議した意見の内容や当該意見に関して委員から出された主な意見を併せて記載するよう今般明示しました（告示通知第2の5）。なお、周知の方法については、各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布等、適宜の方法によって差し支えありません（同）。

詳細な議事録を、委員に確認の上全職員に周知している例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知8）。

10 その他

委員会制度の一層の活用を図っていくためには、すべての消防職員が本制度を十分に理解することが必要です。一例として、新人職員を対象に、委員会がどのように組織され、活用されるのかについて勉強会を開催している事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知9（1））。

また、消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるとともに、全職員に対し、委員会の意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知するほか、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況を周知するのが望ましい（告示通知第2の7）としています。

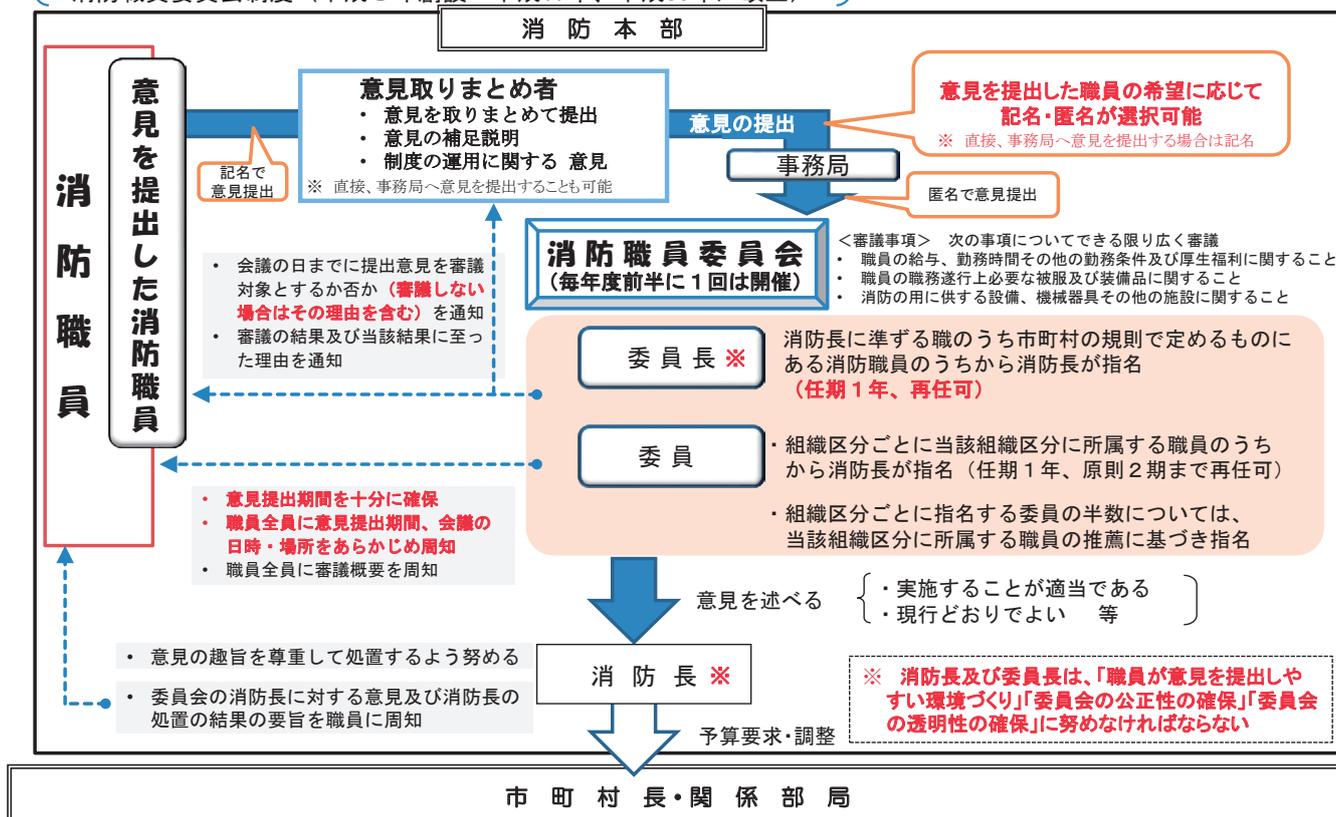
委員会の意見の実現に向けては、人事・財政など市町

村長部局の理解と協力が必要なものも少なくないところであり、これらの部局との連携を強化していくことが必要です。一例として、消防長の処置の結果について、市

長へ報告することで、消防に対する理解を深めていただいている事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知9（2））。

消防職員委員会の仕組み ※赤字部分が今回改正（平成31年4月1日施行）

（消防職員委員会制度（平成8年創設・平成17年、平成30年に改正））



11 結びに

各消防本部におかれては、今回の告示改正等を踏まえ、委員会運営の一層の円滑化と充実を図っていただき、委員会制度がより有意義なものとなるよう、適切な対応をお願いします。

また、本制度は、消防職員の団結権に関するILOでの審議状況等を踏まえ、政府と労働団体との合意に基づいて創設されたという特別な経緯を持つ制度であることに留意し、市町村長部局に対しても、本制度に対する理解と協力が得られるよう努めていただくよう、併せてお願いいたします。

問い合わせ先
 消防庁消防・救急課
 TEL: 03-5253-7522